

鳥取縣公報

昭和十七年八月十八日
第千三百六十號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

告 示

◆鳥取縣告示第五百四十五號

鳥取縣肥料配合設備補助規程左ノ通定ム

昭和十七年八月十八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣肥料配合設備補助規程

第一條 肥料配合設備ノ設置ヲ補助スルタメ本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

第二條 補助金ハ産業組合、市農會、町村農會其ノ他知事ノ適當ト認ムル團體ノ肥料配合ニ必要ナル器具機械ノ設置ニ要スル費用ニ對シ交付ス

第三條 補助金ノ額ハ當該團體ノ要スル費用ノ二分ノ一以內トシ且一ヶ所千圓ヲ超エザルモノトス

第四條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル團體ハ申請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添附シ毎年一月三十一日迄ニ知事ニ提出スベシ

一 事業計畫書 (別紙様式第一號)
二 費用豫算書 (別紙様式第二號)
三 設備要領書 (別紙様式第三號)
前項各號ノ書類ノ外知事ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

第五條 補助金交付ノ指令ヲ受ケタル團體前條第一項ノ書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘントストキハ豫メ其ノ旨知事ニ届出ツベシ

前項ノ届出アリタル場合ニ於テ知事必要アリト認ムルトキハ計畫ノ變更其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトアルベシ

第六條 補助金交付ノ指令ヲ受ケタル團體補助金ノ交付ヲ請求セントストキハ翌年三月三十一日迄ニ設備ノ設置完了ノ上費用ノ精算書 (別紙様式第二號)ヲ添附シ請求書ヲ知事ニ提出スベシ

第七條 補助金ノ交付ヲ受ケタル團體ハ事業計畫書ニ記載シタル目的及用途ニ從ヒ設備ヲ使用スルコトヲ要ス特別ノ事由ニ因リ前項ノ目的又ハ用途ヲ變更セントスルトキハ豫メ知事ノ承認ヲ受クベシ

設備ニ重大ナル變更ヲ加ヘ又ハ設備ヲ廢棄シ若ハ讓渡セントスルトキ亦同シ

第八條 補助金ノ交付ヲ受ケタル團體ハ設備滅失シ又ハ使用スルコト能ハザルニ至リタルトキハ遲滞ナク其ノ旨知事ニ届出ヅベシ

第九條 補助金ノ交付ヲ受ケタル團體ハ配合設備利用成績書(別紙様式第四號)ヲ當該事業年度經過後遲滞ナク知事ニ提出スベシ

第十條 知事必要アリト認ムルトキハ補助金ノ交付ヲ受ケタル團體ニ對シ何時ニテモ其ノ事業ニ關スル報告ヲナサシメ書類又ハ事業施行者ハ財産ノ狀況ヲ檢査シ其ノ他監督上必要ナル處分ヲナスコトヲ得

第十一條 補助金ノ交付ヲ受ケ設置シタル設備ノ承繼者ハ第七條乃至前條ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ補助金ノ交付ヲ受ケタル者ト見做ス

第十二條 第七條乃至前條ノ規定ニ依ル義務ノ履行期間ハ補助金交

付ノ日ヨリ三年間トス

第十三條 補助金ノ交付ヲ受ケタル團體左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ知事ハ補助金交付ノ指令ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル補助金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

- 一 本規程ニ違反シタルトキ
- 二 補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
- 三 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四條中一月三十一日迄トアルハ昭和十七年度ニ限り八月二十五日迄トス

様式第一號

事業計畫書

- 一 補助金ノ交付ヲ受ケントスル團體ノ概況
- (イ) 地 區
- (ロ) 肥料ニ關スル事業ノ狀況(購買、利用)
- (ハ) 財務狀況

二 肥料配合設備ニ依リ配合セントスル肥料ノ種類別見込數量

三 肥料配合設備ニ依リ配合セントスル肥料ノ種類及配合割合ノ

決定方法

四 肥料配合設備ニ依リ配合シタル肥料ノ賣渡價格ノ決定又ハ設備利用料ノ決定方法並賣渡代金及利用料ノ徵收方法

五 肥料配合事業ノ起業費ノ收支概算

六 肥料配合事業ノ收支概算(購買又ハ利用)

七 其ノ他必要ナル事項

様式第二號

費用豫算書(費用精算書)

科 目	員數	單價	金額	備 考
器具機械購入費				何式何馬力
動力機				何式何型何號
粉 碎 機				何式何型何號
粉 末 機				何式何型何號
臺 秤				何質秤
荷造運搬費				動力機何圓 粉砕機何圓 粉未機何圓 何々何圓
機械据附費				セメント何程何圓 砂何立 方坪何圓 砂何立 方坪何圓 人夫賃何人何圓 何々何圓
電氣内線工事費				配電盤何圓 結線何尺何圓 工事費何圓 何々何圓
動力傳導裝置費				何時シャフト何尺何圓 何時ベルト何尺何圓 何時プー
合計				何圓 何尺何圓 工事費何圓 何

様式第三號

設備要領書

- 一 設置者
- 二 設置ノ場所
- 三 敷地ノ面積
- 四 建物ノ構造及面積
- 五 器具機械ノ種類、型式、員數及能力
- 六 電氣内線工事及動力傳導裝置ノ概要
- 七 起工豫定年月日
- 八 完成豫定年月日
- 九 敷地内ニ於ケル建物ノ位置、大サ及器具機械、動力傳導裝置等ノ配置ヲ示シタル圖面

備 考

- (一) 建物及器具機械ニ付テハ既設又ハ新設ノ別ヲ明記スルコト
- (二) 第五項及第六項ノ記載ニ付テハ補助金ノ交付ヲ受ケントスルモノト然ラザルモノトノ別ヲ明記スルコト
- (三) 敷地ガ借人ニ依ル場合ハ之ガ借人ヲ證スル書面ヲ添付スルコト

様式第四號

配合設備利用成績書

00985

- 一 設置者
- 二 設置場所
- 三 設置年月日
- 四 地區内種類別肥料消費高(數量及金額)
- 五 團體ノ種類別肥料取扱高(數量及金額)
- 六 設備ノ利用狀況

(イ) 利用者ノ實員數及延員數
 (ロ) 設備ノ種類別利用料

種類	利用	年度内利用料合計
粉 碎 機	大豆丸粕一枚當厘	圓
粉 末 機	魚粕一貫當 厘	
何 々		
何 々		
何 々		
合 計		

記載注意
 本表ノ記載ハ飼料等ニ共用スル場合アラバ其ノ分ヲ除キ専ラ肥料用ノモノニ付之ヲ記載スルコト

七 配合肥料製造數量

團體自身ノ製造ニ係ルモノ
 團體員ノ製造ニ係ルモノ

合 計

製 造 高
 叭 叭 叭

鳥取縣告示第五百四十六號

昭和十七年七月二十四日鳥取縣告示第四百八十四號(石炭ノ最高販賣價格指定ノ件)中左ノ通改正ス

昭和十七年八月十八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

七ノ項ニ左ノ如ク加フ
 九州炭ニシテ貨車モノ、販賣價格ハ日本石炭株式會社ノ指示シタル著隣貨車乘價格ニ運賃諸掛(欠斤ヲ含マズ)實費ノ外一適ニツキ二圓二十五錢ヲ加算シタル額トス
 八ノ項中第一種丙號(字部炭)ノ下ニ「九州炭」ヲ加フ

鳥取縣告示第五百四十七號

昭和十六年鳥取縣告示第五百號鳥取縣商工奉仕委員規程第三條ニ依ル商工地區、商工奉仕委員定數中左ノ通改正ス

昭和十七年八月十八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

00986

鳥取地區、米子地區、倉吉地區、西伯地區、白野地區委員定數
 夫々二五名 二五名 一五名 四一名 一七名トアルヲ
 夫々二八名 二八名 一六名 四三名 一八名ニ改ム

鳥取縣告示第五百四十八號

東伯郡ニ於テ左ノ通家畜傳染病發生セリ
 昭和十七年八月十八日

病名	畜類	種類	性	年齢	發病月日	斃死月日	發病地
氣腫疽	牛	改良種	牝	二歳	昭和七年七月九日	昭和七年七月九日	東伯郡竹田村大字穴鴨五番安本 勇

鳥取縣告示第五百四十九號

産婆登錄名簿ノ訂正者左ノ如シ
 昭和十七年八月十八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

前住所 鳥取市今町二丁目一三番地

新住所 氣高郡松保村大字里仁二九二番地

昭和十七年七月二十日付轉住ニ依リ産婆名簿訂正方出願ニ對シ同月三十日訂正

西山幹子

彙 報

北滿開拓地の農作物

(社 會 課)

滿洲國最大の富、それはいふまでもなく農業である。滿洲の可耕地面積三千五百萬町歩中既耕地はその半ばにも満たず、廣漠千里の沃野は未だ未墾のまま放置されてゐる現状である。これが我が國の開拓者、或は青少年義勇軍等の手で美事に開拓された時こそ、我が食糧資源は永遠に確保されるのであつて、實に大陸滿洲の土こそ文字通り無限の寶庫である。此の土、この寶庫こそ我が農村を救ひ、我が大陸の防備を完璧ならしめるものである。殊に狹隘そのもののやうな我が農村にとつて、この廣く且つ新らしき土こそ最大の魅力でなくてはならぬ。

今、進んで國家の爲に又自己の將來の爲に、勇躍滿洲の地に渡つて農業に精進する覺悟を固めるための參考資料として、我が開拓民の入植地北滿洲に於ける農作物につき、斯界權威者の實際調査を基として簡單に説明することとする。

00987

▽普通作物

南滿北滿を通じ、全滿洲で栽培の出来る農作物は實に多種多様であるが、我が開拓民の滿洲移住地ではこれ等全滿洲に栽培の出来る作物は一として有利に栽培出来るもの無いことは洵に幸といはねばならぬ。殊に南滿洲は餘り温度が高すぎる關係上、冷涼性の氣候を好む作物は餘りよく出来ないが、開拓地は北滿にあるため朝夕の氣候に冷涼性があつて、それらの作物も非常によく成育するのである。

◇水 稻 開拓團が始め北滿の開拓地に入植した時は、到底米飯は不可能として麥や粟稗等の雜穀で貰かねばならぬと覺悟してゐたのであるが、附近に栽培してゐる半島人の直播栽培を模倣して栽培して見ると案外容易に稲作が出来るので、これほど開拓團を喜ばせたものはなかつたといはれる。

開拓團で栽培する水稻は北海道等で栽培する早熟性品種で、栽培法は苗代法によらず直播法で栽培するのであつて、適地を選んで開拓團所要の面積を水田とし、各部落から若干人が集つて水田班を組織して共同耕作を行ふ。栽培法は極めて粗放な方法で肥料も全然施さないが、草丈は四尺五寸位伸びて反當一石五斗乃至二石並の收量を得ることは左程困難ではない。水質は多少よくない

が品質の悪い内地米や陸稻米や支那米の追従を許さない。

◇大 麥 混合及び馬糧に使用するが、他の食糧が豊富にあるので混合の目的としては餘り栽培されてゐない。しかし滿洲では農耕上國防上馬の重要性が増加するわけであるから、馬糧としての大麥栽培は發展すべきものと思はれる。

◇小 麥 小麥は開拓地の自家用作物として、又商品作物として極めて重要な作物である。それは開拓地の氣候に適してゐることと品質が優れてゐる爲であつて、その種實は日本のものとは小粒であるが、その成分殊にグルタミンの含量が多く、製パン用としては内地産のものを遙かに凌駕してゐる。

◇玉蜀黍 南滿に劣らずよく出来て、人の食糧の外に飼料として重要な作物となつてゐる。

◇ライ麥 寒さと瘠薄地に強い作物で、ロシアでは盛に栽培して黒パン原料とされてゐるが、滿洲にはまだ多く栽培されてゐない。

◇高粱・粟 滿洲人は高粱食粟食を非常に嗜好する民族であつて廣く栽培されてゐるが、開拓地では家畜飼料として僅かに栽培されてゐるに過ぎない。滿洲人が高粱・粟を大切にするのは民族的に嗜好する外に、瘠薄地に適すること及びその殘莖を屋根や

00988

壁の原料に使用する爲である。民族的に高粱・粟を嗜好することを下等食物に甘んずる住民といふことの不正は、肉食やパン食を用ひる歐米人が米や味噌汁や漬物を食する日本人を笑ふことの誤りと同様である。

◇黍・稗 黍・稗等は早魃に強い作物で非常によく出来るがやはり主要食物が多く收穫される爲開拓地ではあまり栽培されてゐない。

◇大 豆 大豆は歴史的に重要な作物で、小麥と共に極めて大切な商品作物である。我が國でも大豆はよく出来るが、我が國では出来すぎると結實が少くなるけれども滿洲國では出来すぎといふことがない。それは滿洲では開花期や結實期に雨天や曇天が少く、繁茂した莖葉間にも日光の透射が充分行はれるからである

◇小豆・綠豆 大豆がこのやうに繁茂するので、大豆より出来易い小豆や綠豆は一層繁茂が著しく、所によつては玉蜀黍と混作して玉蜀黍に肥料を奪取させて、その成長を抑制し徒長を防ぐ栽培法を試みてゐる位である。

▽蔬 菜

滿洲開拓地で栽培する蔬菜は、

根菜類 馬鈴薯、大根、蕪菁、胡蘿蔔、牛蒡、諸漬

嫩菜類 莖菜類 白菜、萵苣、甘藍、菠薐草、セルリー、紫蘇
果菜類 西瓜、南瓜、扁豆、越瓜、西瓜、蕃茄、蕃茄
等始と出来るものはない。就中土壤が新鮮なものと表土が深いことと氣候が冷涼なこと等によつて、新鮮な土壤に適する西瓜、トマト、深い表土の土壤に適する大根、胡蘿蔔、牛蒡等及び冷涼性氣候に適する馬鈴薯、甘藍、白菜等の成績が非常に良好である。
蕎麥はライ麥や燕麥と共に寒地作物であつて、開拓地はもとより黒龍江を渡つた北のソ聯各地にも栽培されてゐる。

▽工 藝 作物

開拓地では工藝作物もよく栽培されてゐる。その主なるものは纖維料類 大麻、亞麻、イチビ、ケナフ
糖料類 苡菜、砂糖カエデ、ロゾク
油料類 蓖麻

等よく成育する。軍需重要作物たる纖維料類や蓖麻、生活必需品の糖料作物等益々研究發展されるべきものであらう。煙草も喫煙用及び藥用のものが栽培されてゐる。

00989

▽飼料作物

デントコーン、飼料用ビート、飼料用燕菁、ルーサン、青刈大豆、燕麥、粟、向日葵等である。濕潤性を好むクローバーやチモシー等は生成が不良であるが、上に記したやうなものはよく出来中でもルーサンは非常によく繁茂する。

▽果物

開拓地に於ける果樹類は苹果、梨、梅、杏、葡萄等であるが、就中苹果、葡萄、梅、杏等の耐寒性果樹は有望である。但し穀類や蔬菜や家畜等の將來の如き洋々たる多大の期待は掛け難いやうである。

石鹼配給統制要綱決る

(商工課)

縣では現下の石鹼需給事情に鑑み、今回「鳥取縣石鹼配給統制要綱」を次の如く決定し、各種石鹼の圓滑なる需給調整を圖るとなつた。

鳥取縣石鹼配給統制要綱

一、石鹼とは浴用石鹼、洗濯石鹼、洗髮石鹼、養劑石鹼、油落石

鹼を謂ふ

- 二、鳥取縣石鹼化粧品小間物卸商業組合(以下卸商業組合と稱す)鳥取縣信用販賣利用組合聯合會(以下産業組合聯合會と稱す)は、商工省より本縣に割當られた石鹼を日本石鹼配給株式會社又は全國購買販賣組合聯合會から購入し、其の品種別數量を直に縣に報告すること
- 三、縣は家庭用石鹼に付て郡市別割當數量を決定し、地方事務所及び市、卸商業組合並に産業組合聯合會に通知する
- 四、地方事務所は割當を受けた家庭用石鹼に付て町村別割當數量を決定し、之を町村及び卸商業組合並に小賣商業組合に通知すること
- 五、市町村は割當を受けた家庭用石鹼に付て家庭用石鹼回数購入票を發行し、町内會長、部落會長を通じて市町村民に交付すること
- 六、市町村は一般配給の外妊産婦に對し出産用として浴用石鹼一個、一歳未満の乳兒に對しては洗濯石鹼を月に一個特別配給すること、但し妊産婦に配給すべきものは妊産婦手帳を利用し、乳兒に配給すべきものは購入票に印を押捺する
- 七、業務用石鹼を使用する團體(以下使用者團體と稱す)又は業務用石鹼を使用するもの(以下使用者と稱す)は四月一六月

00990

七月一九月、十月一十二月、一月一三月、毎四半期毎に前月の十日までに業務用石鹼配給申請書を縣に提出すること

八、縣は業務用石鹼に付て使用者團體及び使用者別割當數量を決定し、之を各使用者團體及び使用者卸商業組合及び小賣商業組合に通知する

九、使用者團體は割當を受けた業務用石鹼に付て其の構成員別の割當數量を決定し、業務用石鹼購入票を發行して之を構成員に交付すると共に、其の地區別數量に付て卸商業組合及び小賣商業組合と連絡すること

十、使用者に對する業務用石鹼購入票は縣に於て發行し之を使用者に直接交付する

十一、購入票の有効期間は縣に於て指示する

十二、市町村、使用者團體及び使用者は卸商業組合又は小賣商業組合と連絡して現物の配給に支障のないやうにすること

十三、卸商業組合並に産業組合聯合會は縣及び地方事務所の指示に依つて石鹼を小賣商業組合(市町村産業組合を含む)の荷受所に送付すること

十四、小賣商業組合は販賣者を其の販賣を擔當する市町村別に區分して縣(町村分は地方事務所)に報告すること、之を變更した時も亦同様である

十五、石鹼は家庭用にあつては市町村の發行する購入票、業務用にあつては縣又は使用者團體の發行する購入票と引換へでなければ讓渡することは出来ない

十六、販賣者は引換へた購入票に直に消印を押捺すること

十七、販賣者は引換へた購入票を取纏め、其の種類別數量の總括表を添付して購入票の有効期限十日以内に家庭用のものは市町村長に、業務用のものは小賣商業組合に送付すること

十八、尚ほ市町村長に送付した時は同時に總括表を小賣商業組合、産業組合聯合會に送付すること

十九、小賣商業組合は毎四半期毎の販賣數量を家庭用のものは市町村別に取纏めて縣(町村分は地方事務所)に業務用のものは使用者團體及び使用者別に取纏め、購入票を添付して縣に購入票の有効期限後二十日以内に報告すること

二十、卸商業組合の組合員と小賣商業組合の組合員は之を兼ねることとは出来ない

X X X

第十一次集團 七虎林開拓團員募集

(社 會 課)

元鳥取市農會技手森本國雄氏を團長とする滿洲國七虎林開拓團は、本年より三ヶ年間に於て團員の充實完成を圖ることとなつた。同地區は自然的條件に恵まれ特に土質、水質共に良好であつて本縣人の入植地として絶好の土地である。然るに目下先遣隊若干名が入植してゐて日夜開拓にいそしんでゐるとは云へ、其の數極めて少いので、縣では今回之が建設促進上急速に後續團員を送出する必要を認め、本月二十八日まで團員を募集し、同三十一日正午縣立修練農場に於て應募者を集めて身体検査を行ひ、合格者を直に同農場に入所せしめて、來る九月下旬頃渡滿せしめることとなつた。各市町村長、國民學校長、青年學校長、市町村農會會長等に於かれては多數應募するやう格段の御盡力を切望に堪えない次第である。

◎ 文部省推薦一般圖書

世界の大豆と工業

増野

實著

昭和十七年八月十八日印刷
昭和十七年八月十八日發行

- 昭一七・三五 河出書房發行 定 價 B 六判 一〇八頁 安 朗著
- 昭一七・四二〇 羽田書店發行 定 價 B 六判 二六四頁 順 吾著
- 昭一七・三二八 厚生閣發行 定 價 B 六判 二九頁 順 吾著
- 昭一七・四二〇 微生物を追ふ人々 定 價 B 六判 五〇頁 壽 惠夫著
- 昭一七・二一五 東亞の氣候 定 價 B 六判 一〇八頁 秀 俊著
- 昭一七・二一五 朝日新聞社發行 定 價 B 六判 一〇八頁 八十錢

◎ 行旅死亡人

- 一 本籍、住所、氏名、年齢、職業
本籍、住所氏名職業年齢不詳
身長四尺九寸位男
- 二 著衣及遺留金品
紺紵筒袖一、同上羽織一、空色及草色ジャケツ各一、
コットン襦袢一、メリヤスシャツ一、黒瓦斯帶一、綿瓦
斯前掛一
但シ汚損甚シキヲ以テ死體ト共ニ埋歿ス
- 三 死體發見年月日
昭和十七年七月一日
- 四 假埋葬年月日及墓地
昭和十七年七月二日函館市字蛾眉野共同墓地
- 五 取扱者 函館市 長
昭和十七年七月一日函館市蛾眉野タンテキ澤地内ニ
變死體ヲ發見シタルモ身元不詳ニ付前記ノ通假埋葬ス
右心當りノ向ハ直接該市長宛照會相成度

發行所 鳥取縣 鳥取市 東町 縣
發行所 鳥取縣 鳥取市 東町 縣
印刷所 鳥取縣 鳥取市 東町 縣